

○通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業
介護老人保健施設リハパーク舞岡 運営規程

平成 27 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 通所リハビリテーション・及び介護予防通所リハビリテーションの目的及び運営方針等(第 1 条～第 2 条)
- 第 2 章 事業者の名称、従業員の職種、員数及び職務の内容(第 3 条)
- 第 3 章 営業日及び入所定員(第 4 条～第 6 条)
- 第 4 章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額(第 7 条～第 10 条)
- 第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項(第 11 条～第 14 条)

第 1 章 通所リハビリテーション・及び介護予防通所リハビリテーションの目的及び運営方針等

(目的)

第 1 条 社会福祉法人親善福祉協会が開設する介護老人保健施設リハパーク舞岡(以下「事業所」という。)において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、施設の医師、理学療法士、作業療法士、看護師等の看護職員、介護職員(以下「通所リハビリテーション従事者」という。)が要介護状態の利用者対し、適切な通所リハビリテーション及び、要支援状態の利用者に対しては、適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(施設の運営の方針)

第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援・要介護状態等になった場合においても、心身の状況、病歴をふまえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3) 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

前 2 項のほか、「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

第 2 章 事業者の名称、従業員の職種、員数及び職務の内容

(事業の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称

- (1) 名称 介護老人保健施設 リハパーク舞岡
- (2) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 3048-4

第 3 章 営業日及び入所定員

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 この事業所における職員、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 医師 1 名

(入所介護事業と兼務) 利用者の健康管理を行う。

(2) 作業療法士または理学療法士 2 名

日常生活を営むのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための機能訓練を担当する。

(3) 介護職員 13 名

日常生活上の介護並びに健康保持のための相談や助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 休業日 日・祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日まで休みとする。

(3) 営業時間 9:00～18:00 までとする。

(4) サービス提供時間 10:00～16:10 までとする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合わせて 1 日 45 名とする。

第 4 章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第 7 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

(1) 居宅介護支援計画に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案

(2) 必要な事項についての指導及び説明

(3) 入浴

(4) 食事

(5) リハビリテーション・リクリエーション行事 等

(6) 送迎

(利用料等)

第 8 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該居宅サービスが法廷代理受領サービスである時は、その 1 割の支払を受けるものとする。

2) 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの送迎に要する交通費は、その実費を徴収する。

3) 食費等については 650 円を徴収する。

4) おむつ代については別紙料金表に明記。

5) その他、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて提

供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、その都度、利用者又は家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

6) 利用料等の支払いを受けた時は、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7) サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

8) 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

実施地域

戸塚区	舞岡町・南舞岡・戸塚区の一部・上倉田町・下倉田町・吉田町・柏尾町・上柏尾町
港南区	下永谷・上永谷・丸山台・日限山・野庭町・上永谷町・日野・日野南の一部・芹が谷

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な設置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 この事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 金銭・貴重品の管理、宗教活動、ペットの持ち込み等の留意事項は以下のとおりとし、利用者に説明した後、同意を得るものとする。

喫煙は、所定の場所とする。火気の取扱いは、施設内では禁止。設備、備品の利用は、施設職員に使用方法を聞き、充分注意。所持品・備品等は、使いなれたものを使用する。金銭・貴重品の管理は、利用者ご自身で責任を持って管理する。当施設内での宗教活動は、禁止とする。ペットの持込みは、禁止とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの必要な措置を講ずることとする。

2) 利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

3) 利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提

供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回（内 1 回は夜間想定）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2) 本事業所は提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容に関し、介護保険法第 23 条の規定により、市町村が行う質問もしくは照会、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3) 本施設は、提供したリハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。